ミャンマーにおける無形文化遺産項目収集の現状と課題:伝統手工芸の観点から

東京外国語大学大学院教授

土佐桂子

ミャンマーでは、文化省を中心に無形文化遺産(Datme Yinkyehmu Amweahnit) の目録作りが進みつつあります。本発表では伝統的手工芸に注目し、現状と項目収集をめぐる課題を考えたいと思います。無形文化遺産の項目は、手元の資料で199項目(2012/1/27)ですが、内訳は伝統的祭礼(40)、宗教的祭礼(39)、伝統芸能(舞踊)(27)、伝統楽器(39)、伝統的手工芸(34)などです。もちろん、約半数が少数民族の文化ですが、今回の報告は、ビルマ族(あるいはナショナル・レベルの国民文化)に着目したいと思います。

手工芸にはビルマ語でいう「花十種(panhsemyo)」と呼ばれる知識が多々含まれます。そもそも「花十種」とは、①金銀細工(badein)、②鍛冶(babe)、③銅・青銅細工(badin)、④彫刻 (babu)、⑤ ろくろ(panbu)、⑥絵画(baji)、⑦漆器 (panyun)、⑧漆喰像・レリーフ(panto)、⑨石細工(pantamo)、⑩漆喰壁・左官業(payan)を指し、「花十種」はビルマ族の手工芸文化の核とされ、国立民族博物館や民族村などの展示でも必ず紹介されます。

こうした「花十種」に含まれる知識の一部は学校の形で継承されます。絵画彫刻芸能(バジ・バブ・パンタラー)学校では、絵画と彫刻が教えられてきました。この学校はヤンゴンに 1952 年、王都マンダレーに 1953 年に開学され、芸能部門からは政府舞踏団や市井の劇団等に卒業生を送ってきました。当時は小学校(4年生)卒業資格で入学を許される専門学校でしたが、2010年より基礎教育システムに組み込まれて高校となり、ヤンゴンとマンダレーに設立された文化大学への進学も可能となっています。

ただ、学校教育はむしろ例外といえ、伝統工芸の多くは独立したサヤー(熟練した人)のもとで働きながら学ぶものといえます。一方、こうした仕事が専門職として村落等で成り立っているかも重要でしょう。贅沢品にあたる⑦漆器、⑨(大理)石細工等は日常使用には向かず、例えば漆器作りはパガン、マンダレー等に集中しています。他方、広範囲に村落に見られるのは、農具の修理等を行う②鍛冶、建築物を扱う⑩漆喰壁・左官業などです。カレン州パアン郡ターマニャ村落群の調査では、上記の十種のうち①金銀細工師、⑩左官、家具職人(④彫刻を含む)が存在していました。また僧院・パゴダ建立には、「花十種」の多くの技術が必要とされますが、壁に描く宗教画などは、たまに近隣で絵のうまい人間が描くこともあります。他方で、パゴダの傘蓋などは、ヤンゴンやマンダレー等専門業者に依頼します。

こうした技術の項目化で課題と思われる点もあります。第一にビルマ文化として「花十種」というとらえ方は重要で、僧院・パゴダ建立ではこうした工芸・技術が総合的に絡みます。宗教的祭礼として、ザガインで取り上げられた 38 項目の多くが「パゴダ祭り」で、これはパゴダ建立の記念祭でもあります。つまり、個々の工芸、祭礼を項目化することは大切としても、知識・技能や祭礼が総合的に絡む状況を保つ形での登録の可能性を考えることも課題といえるかもしれません。第二に、それとは逆に、熟練者を核とする項目収集の方向性に対して、中核地がないような、広く存在する実践や知識の多様性をいかに遺産としうるかといった課題も残るのではないでしょうか。もちろん、ミャンマーの人々の選択が重要ですが、ミクロレベルで広がる、多様で豊かな個別の知識・実践をいかに伝承していけるかといったことも考察する必要があるかもしれません。